様式第１号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

年　　月　　日

静岡県知事　様

静岡県養育費取決支援金交付申請書（請求書）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住　所 |  |
|  | 氏　名 | ※自署しない場合は、押印してください。 |
|  | 連絡先 | －　　　　　－ |
|  | 電子メール |  |

　静岡県養育費支援金について交付を受けたいので、静岡県養育費取決支援金交付要綱(以下、「要綱」という。)第５の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象経費(該当に☑) | □ | ｱ．公正証書による取決 | ※上限　43,000円 | 円 |
| □ | ｲ．家庭裁判所の調停申し立て等 | ※上限　76,000円 | 円 |
| □ | ｳ．ｱ 及び ｲ | ※アの上限を43,000円とし、上限76,000円 | 円 |

２　養育費の取決の対象となる児童

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 生年月日 | 年齢 |
| 1 |  | 年　　　月　　　日 |  |
| 2 |  | 年　　　月　　　日 |  |
| 3 |  | 年　　　月　　　日 |  |

３　添付資料

(1)当該申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

(提出日３か月以内に発行されたもの)

(2)世帯全員の住民票の写し(提出日３か月以内に発行されたもの)

　(3)対象経費の領収書等の写し

　(4)公正証書等の謄本

　　※裁判所に調停等を申立てた場合は、申立書の写し(受付印、収入印紙貼付けが確認できるもの)

(5)その他、知事が必要と認めるもの

４　支援金振込み口座

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行  金庫  農協 | 支店名 |  | 本店  支店  営業部  出張所 |
| 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 | |  | |
| ﾌﾘｶﾞﾅ(ｶﾀｶﾅ) |  | | | | |
| 口座名義 |  | | | | |

　　〈注意事項〉

　　．振込先金融機関の口座確認書類を添付してください。

　　．申請者と振込口座名が異なる場合は委任状が必要です。

５　誓約・同意事項（項目チェック欄に「✔」を入れてください）

　□　県税その他の租税の滞納はありません。

　□　過去に同一主旨の国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けていない、又は受ける見込みはありません。

　□　受給実績を確認するため、他自治体に補助金に係る情報の照会、提供することに同意します。

　□　要綱第７に該当した場合は、支援金を返還することを誓約します。

様式第１号－２　（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

年　　月　　日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住　所 |  |
|  | 氏　名 | ※自署しない場合は、押印してください。 |

　私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が１月から７月までの間にある場合は、前々年)の 12 月31 日において年齢が16 歳以上19 歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| □ | 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 | | | |
| １ | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 続柄 | 生年月日 |
| 氏　名 |  |  | 年　　　月　　　日 |
| 住所(別居の場合) | |
|  | |
| ２ | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 続柄 | 生年月日 |
| 氏　名 |  |  | 年　　　月　　　日 |
| 住所(別居の場合) | |
|  | |
| ３ | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 続柄 | 生年月日 |
| 氏　名 |  |  | 年　　　月　　　日 |
| 住所(別居の場合) | |
|  | |

【添付資料】

・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

・この申立書は静岡県養育費取決支援金の交付を受けようとする方に、前年(申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において年齢が16歳 以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該補助金の支給を受けようとする者との続柄等を記入いただくものです。

・所得税法上の扶養親族とは、前年(申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡した日)において、次のいずれにも該当する方です。

①配偶者以外の親族(６親等内の血族及び３親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人である。

②あなたと生計を一にしている

③前年(申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年)の所得税法上の合計所得金額が38万円以下

④青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない